

交渉結果報告書

市長公室 人事課

交渉内容 平成20年度春闘回答
 交渉日時 平成20年5月2日(金) 15時10分～17時30分
 交渉場所 本庁舎8階 大会議室
 交渉出席者 当局側 平本人事監 塚原市長公室長 中谷次長 宇野課長
 脇坂主幹 星川主幹 蒲原係長
 組合側 小野執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等 計13人

概要	要
組合側の主張	<p>「2008年春闘回答」についての協議を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域手当について 地域手当の支給率に大きな矛盾がある事については労使で一致しているところである。しかし、国基準を上回っている自治体に対して、特別交付税減額等の財政的ペナルティ措置を行う動きがある中で、市民生活への影響等、総合的に判断して、20年度からの1%引き下げに合意したものである。19年度にペナルティがあったのか。なかったのであれば支給率を引き下げるのではなく9%に戻すべきでは。 ・時間外勤務の状況について いくつかの課で多くの時間外勤務がされており、年間360時間を超える時間外を行っている職場が多数見られる。今後どのような対策を講じるのか。 ・特別休暇について 少子化対策の一環として、子育て支援につながる新たな休暇制度の創設が必要ではないか。 ・非常勤嘱託職員について 嘱託職員については職種等により複雑に区分されている。労働条件や賃金等を見直し簡素化を図るべきでは。
当局の主張	<ul style="list-style-type: none"> ・地域手当について 19年度については18年度と同様に省令の附則改正が行われ、官署指定地がある場合(宇治市の場合黄檗自衛隊等)別途定められた基準(10%)によるとされており、ペナルティを受けることはなかった。しかし、本則では6%となっているため、引き続き注視していく必要がある。 ・時間外勤務の状況について 時間外勤務については、職員の健康上も縮減が必要と考えている。多い所属についてはヒアリングも予定している。今後も必要に応じてヒアリングを行うなど対策を講じていきたい。 ・特別休暇の創設について 特別休暇については、今後整理していきたい。 ・非常勤嘱託職員について 嘱託職員の処遇等については非常に複雑になっており、一定の見直しが必要と考えている。困難な課題であるが早急に対応していきたい。